**育児休業手当金の改正と介護休業手当金の改正**

　 平成２９年１月１日施行

**１．育児休業手当金の改正**

育児休業手当金の支給対象となる子の範囲が以下のとおり拡大されます。

　　①特別養子縁組の監護期間(注１)中の子

　　②養子縁組里親(注２)に委託されている子

　　③上記①②に準ずる子（養子縁組を希望する里親に児童を委託しようとしたが、実の親の同意が得られなかったため、養育里親(注３)として当該里親に委託されている子）

　　注１　特別養子縁組の監護期間：民法上、６か月以上の監護期間が必要

　　注２　養子縁組里親：里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者

　　注３　養育里親：養保護児童を養育することを希望している者に児童の養育を委託する制度

**２．介護休業手当金の改正**

　　支給期間及び支給対象者となる要介護家族の要件・給付上限相当額が変更となりま　　す。

（１）支給期間

介護休業の日数を通算して６６日を超えない期間

　　（２）要介護家族の要件

　　　　　祖父母、孫、兄弟姉妹について同居要件がなくなりました。

　　（３）給付上限相当額

　　 　 ①給付上限相当額　 ＝１５，５５０円 × ３０ × ６７／１００ × １／２２

　 　 　　　　　　 　　 ＝１４，２０７．０４円 （円未満端数切捨て）

　　　 ＝１４，２０７円

　　　【雇用保険法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１７号）附則第２３条の規定により、なお従前の例により支給する場合（４０％適用の場合）】

給付上限相当額　＝１４，１５０円 × ３０ × ４０／１００ × １／２２ ＝　７，７１８．１８円 （円未満端数切捨て）

　　　　　　　　　 　＝ ７，７１８円

　　　　②対象

　　　　 平成２８年８月１日以降に開始された介護休業に係る介護休業手当金

　　 ＊平成２８年７月３１日までに開始された介護休業に係る介護休業手当金は支給日が平成２８年８月以降であっても対象外となります。